

自立支援医療(精神通院)を受給している方へ

●自立支援医療(精神通院)とは「精神疾患および心身障害による、通院のための医療費助成の制度です。」

通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、自立支援医療制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます。ただし、本人・世帯の所得や疾患などに応じて、月額自己負担上限額が設定されています。一定所得以上の方は、非該当となる場合があります。

●継続(更新)手続きについて
 継続(更新)手続きは、有効期間の3カ月前から障害福祉課で受け付けます。

●診断書の提出は2年に1度です
 継続(更新)手続きは、有効期間の3カ月前から障害福祉課で受け付けます。

●所得区分の変更について
 所得区分の変更は、前回の継続(更新)申請では診断書の提出は不要となります。なお、継続(更新)手続きは、毎年必要です。

●前回の申請の際に診断書を提出している場合は、今回の継続(更新)申請では診断書の提出は不要となります。なお、継続(更新)手続きは、毎年必要です。

●所得区分の変更について
 所得区分の変更は、前回の継続(更新)申請では診断書の提出は不要となります。なお、継続(更新)手続きは、毎年必要です。

「東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会」市民委員を募集します

市では、安全で安心なまちづくりに関する施策の実務に必要な事項を協議するため「東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会」を設置しています。同協議会で一緒に協議をしていただける「市民委員」を募集しています。

【対象】市内在住・在勤の方で、任期中の会議(平日の日中)に出席できる方

【募集人員】3人以内

申し込みは7月21日(水)までに(必着)、「市民が安全に暮らすことができる地域社会の実現を図るための具体的な対策」について8000字程度

市長の資産等報告書の閲覧ができます

「政治倫理の確立のための東久留米市長の資産等の公開に関する条例」の規定により、ご本人でも市長が作成した報告書の閲覧ができます。

【閲覧できる報告書】資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書

【閲覧期間】6月30日(水)から、時間は午前8時半～午後5時(正午～午後1時と土曜・日曜日、祝日を除く)

【閲覧場所】総務課(市役所4階) 又は、6月30日(水)以降、市ホームページからも閲覧できます。

詳しくは同課庶務担当 ☎470・7714へ。

詳しくは同課庶務担当 ☎470・7714へ。

詳しくは同課庶務担当 ☎470・7714へ。

開申請や前回の継続(更新)時に診断書なしで手続きされた方は、診断書の提出が必要となりますのでご注意ください。また、精神障害者保健福祉手帳を所持している方は、前回更新時に診断書を提出された場合でも、手帳更新のために診断書が必要となる場合があります。診断書の提出が必要かご不明な方は、障害福祉課へご相談ください。

●所得区分の変更について
 所得区分の変更は、前回の継続(更新)申請では診断書の提出は不要となります。なお、継続(更新)手続きは、毎年必要です。

●所得区分の変更について
 所得区分の変更は、前回の継続(更新)申請では診断書の提出は不要となります。なお、継続(更新)手続きは、毎年必要です。

●所得区分の変更について
 所得区分の変更は、前回の継続(更新)申請では診断書の提出は不要となります。なお、継続(更新)手続きは、毎年必要です。

市税などの納期内納付にご協力ください

6月30日(水)は、市民税・都民税第1期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局・コンビニ)で納付されるか、スマホ決済アプリをお使いになってお納めください。

詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

ワクチンの集団接種日・接種数を増強します

東久留米市長 並木克巳

6月になりましたが、緊急事態宣言が延長され、市においても引き続き施設の利用制限等を行っており、市民の皆さまにはご不便をおかけしております。新型コロナウイルスの主流はすでに変異株に置き換わり、感染防止により一層の注意が必要です。このコロナ禍で私のコラムも皆さまにお伝えすべき内容が現下の環境を踏まえたものにならざるを得ません。一刻も早くかつてのような明るくほのぼのとしたコラムをお届けできることを望んでいます。

さて、現在はワクチン接種がメインの話題となっています。東久留米市では、市内3カ所で開催している集団接種と、医療機関での個別接種の2種類の方法で実施しています。集団接種をご希望の方は、広報紙や市ホームページで予約開始日などを確認の上、ウェブ方式またはコールセンター ☎420・7177へのお電話(代行予約)にてご予約をお願いいたします。個別接種をご希望の方は、医療機関へ直接ご予約ください。個別接種につきましては、混雑緩和のため年齢により予約日等を分けておりましたが、6月15日現在では65歳以上のすべての方が対象となっています。また、市では65歳以上の方の接種を早期に完了できるよう集団接種会場の接種を増強しております。必要なワクチンも適時届く予定ですので、ご安心ください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

先日、集団接種会場での接種状況を把握するために現地を訪れましたが、市民の皆さまのご協力のもと、大きな混乱もなく実施できている様子でした。予約日や時間、そして当日の手続きなど、皆さまにはスムーズな運営にご協力いただき感謝いたします。

国の大規模接種センターでのワクチン接種も始まっております。市のワクチン接種との二重予約は現場での混乱や貴重なワクチンの廃棄に結び付く恐れがあります。どうぞご理解とご協力をお願いします。

(今号はライジングサンに代わり、本記事を掲載いたします)



▲ワクチンに関する市ホームページ



国民年金の任意加入

「ご存じですか? 国民年金の任意加入」

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付期間が40年間に満たない場合は、65歳から65歳になるまでの間に任意加入して、保険料を納めることができます。

任意加入して、保険料を納めることにより満額に近づけることができます。国民年金の任意加入は、お申し出日からとなります。なお、老齢基礎年金を受け取るためには保険料の納付期間や免除期間などが原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することが可能です(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます)。また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができます。

【付加保険料制度について】
 付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて、月々(400円)の付加保険料を納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。付加保険料を納めるには申し込みが必要で、申し込みをした月分から納めることとなります。詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。



7月のお気軽に無料相談

相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先
法律相談(各日8人)	弁護士	6月24日(木)	7日(水) 14日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738
		7月15日(木)	21日(水) 28日(水)			
不動産・相続・会社の登記等相談(5人) ※電話相談	司法書士	6月22日(火)	7日(水)	午後1時から	市役所2階相談室	
表示登記・土地の境界等相談(4人) 相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	土地家屋調査士 行政書士	7月8日(木)	14日(水)	午後1時から		
税務相談(5人)	税理士	7月13日(火)	21日(水)	午後1時半から	市役所2階相談室	
人権・身の上相談(4人) ※電話相談	人権擁護委員	7月15日(木)	21日(水)	午後1時半から		
不動産取引相談(5人)	宅地建物取引士	6月24日(木)	1日(木)	午後1時から	市役所2階相談室	
交通事故相談(5人)	弁護士	7月20日(火)	28日(水)	午前10時から		
女性の悩みごと相談(各日4人)	女性カウンセラー	6月23日(水)	5日(月) 12日(月) 19日(月) 26日(月)	午前10時半～午後4時半	市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061
女性弁護士による法律相談(4人)	女性弁護士	6月18日(金)	2日(金)	午前9時半～午後0時半	東久留米市商工会	市商工会 ☎471・7577
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～午後4時	東久留米市商工会	市商工会 ☎471・7577

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談 ※電話相談	7月は実施しません。			東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～土曜日 月曜～金曜日	午前10時～午後5時 (滝山のみ水曜日は6時まで)	中央相談室(成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室(西部地域センター内)	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課(市役所2階)	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	9日(金)	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス 475・8181
知的障害者相談	14日(水)	午前10時～正午	市役所1階相談室	知的障害者相談員	同センター ☎477・2711
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	ハローワーク三鷹職員 ※直接会場へ。
職業相談	開庁日	午前10時～午後1時	市役所2階ワークコーナー	市住宅増改築等幹旋事業登録団体協議会	※直接会場へ。
住宅増改築相談	8日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505
消費者相談 ※電話相談	平日	午前10時～正午	生活文化課(市役所2階)	行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
行政相談	14日(水)	午前10時～正午	生活文化課(市役所2階)	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022
妊婦訪問	希望する方は右記へ問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	福祉総務課 ☎470・7741
赤ちゃん訪問	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課(市役所1階)	相談支援員	
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課(市役所1階)	相談支援員	